

知的財産部のための会計（その6）

石 井 誠*
関 大 地**

近年、特許侵害訴訟をはじめとする、知的財産権関連の訴訟が増加しています。また、職務発明の対価を巡る、企業内発明者と企業間の訴訟事件も増加してきております。とりわけ、特許をはじめとする、知的財産を用いた経済活動が増加していくにつれてこうした傾向はより顕著になっていくと考えられます。そこで、最終回の今回は、特許侵害訴訟や職務発明対価を巡る会計上の課題について整理します。

1. 特許侵害訴訟

<賠償額が確定した場合の会計処理>

Q 1 ある企業が他社から特許侵害訴訟を提起され、裁判又は和解により当該企業の賠償金額が確定しました。かかる場合の会計上の取り扱いはどのようになりますか。

A 1 事業年度中において裁判や和解において損害賠償額が確定した場合には、当該賠償金額を「損害賠償損失」等適切な科目を用いて計上します。この「損害賠償損失」は、4月号の（A4）でも説明したように、企業活動の中で臨時的に発生した、非経常的な性質のものなので、損益計算書上は「特別損失」として計上されます。但し、金額的に重要なものとは認められない場合には「営業外費用」として計上しても差し支えないと考えられます（企業会計原則注解1）。

また、後述のように、前事業年度において賠

償額を引当金によって見積り計上している場合で翌事業年度において賠償額が確定した場合には引当金を取り崩す処理を行うことになります。

<事業年度末に賠償額が未確定の場合の処理>

Q 2 他社から特許侵害訴訟を提起されましたが、当事業年度末現在、判決や和解がなされておらず、賠償額は確定していません。かかる場合には特段の会計処理は必要ないのでしょうか。それとも、（A1）とは異なる会計上の取り扱いが必要となるのでしょうか。

A 2 特許侵害訴訟は提起されたが賠償額が確定していない場合には引当金を計上するかどうかを検討することになります。

ここで引当金とは、将来の特定の費用または損失を当期の負担に属する金額として見積り計上したものです。この引当金の具体的な計上要件は以下ようになります（企業会計原則注解18）。

- ① 将来の特定の費用または損失であること。
- ② その発生が当期以前の事象に起因すること。
- ③ 発生の可能性が高いこと。
- ④ 金額を合理的に見積ることができること。

図1 引当金の計上要件

* 中央青山監査法人 知的財産室 公認会計士
Makoto ISHII

** 同上 会計士補 Daichi SEKI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

上記のように賠償額が年度末現在、未確定の場合にはこの4要件に従って引当金計上の可否を検討することになります。とりわけ、翌事業年度以降に裁判や和解により賠償額が発生する可能性が高く、賠償額を合理的に見積ることができるならば、当該見積金額を費用として計上するとともにその同額分を「損害賠償損失引当金」等適切な名称を付して貸借対照表上負債の部に計上することになります。この計上額も(A1)の場合と同様、通常の企業活動の中で生じたものとは異なる非経常的な性質のものであるので損益計算書上は「特別損失」として計上されることとなります。

＜翌事業年度開始直後に賠償額が確定した場合の処理＞

Q 3 当事業年度中に特許侵害訴訟が提起されたものの当事業年度末時点では判決や和解はありませんでした。しかし、翌事業年度開始直後に判決又は和解がなされ賠償額が確定しました。この場合、賠償額は翌事業年度に確定したので当該賠償額にかかる会計処理は翌事業年度に行うことで足りるのでしょうか。

A 3 3月決算の会社を前提として、判決または和解が翌事業年度の4月になされた場合を考えます。この場合、(Q3)にもあるように、賠償額の確定は翌事業年度なので、賠償にかかる会計処理も当事業年度には影響を及ぼさないと考えられます。

しかし、賠償額の確定は当事業年度に訴訟が提起されたことに起因しています。従って、判決や和解に伴う賠償額の確定という事象は、当事業年度末現在の状況の会計上の判断及び見積りを行う上で追加的ないしより客観的な証拠を提供するものであると考えることができます。とするならば、賠償額の確定にかかる会計処理は翌事業年度ではなく、当事業年度の決算に織り込むべきものであると言えます。

このように、決算日の翌日から監査報告書日までの間に発生した会社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす事象を「後発事象」といいますが、この後発事象の中でも上記のように財務諸表の修正を行う必要がある事象を「修正後発事象」といいます¹⁾。

従って、この場合においても(A2)において示した処理を当事業年度の決算に織り込むこととなります。

＜制度開示＞

Q 4 特許侵害訴訟が提起される場合には、有価証券報告書上、企業は財務諸表以外にどのような情報を開示するのでしょうか。

A 4 (A1)から(A3)にわたり、会計処理が必要となる場合について説明してきました。これらの会計処理を行った結果は損益計算書や貸借対照表に反映されることによって情報開示がなされます。しかし、これ以外にも制度上情報開示がなされる場合があります。一つは貸借対照表や損益計算書の注記として情報開示がなされる場合で、もう一つは有価証券報告書上、「事業等のリスク」という項目で情報開示がなされる場合です。

第一に、貸借対照表や損益計算書の注記として情報開示がなされる場合です。

例えば、(A2)で説明した、事業年度末に賠償額が未確定の場合において、賠償額の発生の可能性は高いが金額を合理的に見積ることができない、逆に発生の可能性がそれほど高くない場合には引当金計上の4要件を満たさないで引当金の計上はできません。しかし、このような偶発債務²⁾は裁判や和解により賠償額が確定すれば企業の財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があるため重要なものは財務諸表に注記しなければなりません(企業会計原則 第3貸借対照表原則一C、財務諸表等規則第58条)。重要性の程度により、財務諸表本体への注記と

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

「その他」としての注記があります。

また、(A3)では、当事業年度中に訴訟が提起されて翌事業年度開始直後に賠償額が確定した場合を説明しましたが、翌事業年度が始まってから間もなく訴訟が提起される場合もあります。この場合は、当事業年度の財政状態及び経営成績には影響を及ぼさないで、(A3)の「修正後発事象」のように当事業年度の財務諸表を修正する必要はありません。しかし、訴訟の結果如何によっては翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があるため、このうち重要なものについては、先述の偶発債務同様、財務諸表に注記しなければなりません(財務諸表等規則第8条の4、連結財務諸表等規則第14条の2)。

このように決算日後において発生し、当該事業年度の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす事象は「開示後発事象」と呼ばれます³⁾。

ここで、近年の有価証券報告書における重要な後発事象の記載例を以下にあげてみます。

重要な後発事象の例 (1)

(和解金を自社が支払うケース)

和解による訴訟の解決について

当社はA社より〇〇年〇月〇日に特許侵害訴訟を提起されておりましたが、〇〇年〇月〇日、和解締結書を締結しました。

和解の内容

当社は和解金を支払う予定ですが、和解契約書上、秘密保持契約条項があるため和解条件等の具体的な内容については開示できません。

なお、訴訟の対象となった当社製品の売上高は約〇〇百万円(〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までの累計)であります。

重要な後発事象の例 (2)

(裁判の判決の結果、自社が和解金を受取るケ

ース)

当社は、当社並びにB社が互いに提起していた訴訟について、当社、B社との間で締結いたしました〇〇年〇月〇日付の和解に関する基本合意書に基づき、〇〇年〇月〇日に包括的な訴訟手続の和解並びに〇〇に関する特許の包括的クロスライセンスについて最終的な契約を締結しました。

1 和解に至る訴訟の経緯

(省略)

2 和解の内容

和解により当事者は各国で行われている訴訟手続及び行政的手続を全て取り下げました。

和解の条件にはB社から当社への〇〇百万米ドルの支払いとB社との〇〇関連特許にかかる包括的なクロスライセンスが含まれます。

支払の方法は総額〇〇百万米ドルのうち、〇〇百万米ドルが本年〇〇月に支払われ、残金〇〇百万米ドルは三等分され〇〇年、〇〇年、〇〇年にそれぞれ支払われることになっております。

第二に、財務諸表上の開示とは異なり、有価証券報告書上において「事業等のリスク」という項目で情報開示がなされる場合です。この情報開示は2004年3月期に本格適用となりましたが、知的財産部門においても認知度が高くなってきている項目であります。

この「事業等のリスク」は、「企業内容等の開示に関する内閣府令⁴⁾」によれば、「投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項」と定義しており、その中でも特許侵害訴訟や職務発明対価請求訴訟に関係のある項目として、「重要な訴訟事件等の発生」という項目が例示されています。

ここで、近年の有価証券報告書上の「事業等のリスク」の記載例として代表的と思われるものを以下にあげてみます⁵⁾。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

「事業等のリスク」の例 (1)
(特許侵害訴訟についての記述)

当社グループは〇〇についての多数の特許を保有し、また積極的に権利獲得を目指しています。… (以下省略) …。しかしながら、第三者から予見不能な特許侵害訴訟を提訴された場合に、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、「事業等のリスク」の記述の中には、上記のような特許侵害だけではなく、職務発明対価請求訴訟に言及しているものもあります。

「事業等のリスク」の例 (2)
(職務発明対価請求訴訟についての記述)

当社グループでは、〇〇に基づき、研究者の職務発明に対する対価として、… (以下省略) を支給することとしています。しかしながら、研究者がその規定による金額を超えて発明の対価を求め訴訟を起こした場合には、その裁判の結果次第では多額の発明の対価を支払うことになる可能性があり、その結果、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

<適時開示情報>

Q 5 ある上場企業が特許侵害訴訟や職務発明対価請求訴訟を提起された場合、あるいは当該訴訟が判決又は和解により完結した場合、タイムリーディスクロージャーの観点からどのような情報開示が求められているのでしょうか。

A 5 東京証券取引所をはじめ、国内の証券取引所は、投資者の投資判断に影響を及ぼすべき重要な情報について、それぞれの上場企業に対して適時開示を求めています⁶⁾。

例えば東京証券取引所に上場している企業の場合には、財産権上の訴訟の提起または判決等

があった場合もしくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらず完結した場合には、直ちにその内容を開示することが求められています⁷⁾。具体的な開示内容については少なくとも以下の事項を開示することが必要と考えられます⁸⁾。

- ① 訴訟が提起される (判決等) に至った経緯
- ② 訴訟が提起された (判決等の) 日
- ③ 訴訟内容 (訴訟の目的の価額、判決等の場合には給付する財産の額等)
- ④ 今後の見通し (売上高及び損益に与える影響)

従って、上場企業にあつては、特許侵害訴訟が提起された場合や当該訴訟が判決により完結した場合には直ちに上記の内容を開示する必要があります。また、和解の場合についても訴訟に準じて開示する必要があると考えられます⁹⁾。

なお、開示例の一つとして会社が特許侵害訴訟を提起された場合の適時開示情報は以下のようになります。

特許請求訴訟の開示例

訴訟の提起についてのお知らせ

当社は〇〇年〇月〇日付 (訴訟到達日〇〇年〇月〇日) で訴訟の提起を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 訴訟を提起した者
 - (1) 会社名
 - (2) 所在地
2. 訴訟の内容
 - (1) 損害賠償請求金額 金〇〇億円
 - (2) 損害賠償請求金額に対し〇〇年〇月〇日以降支払い済みまで年〇分の割合の金員の支払い。
3. 訴訟の原因
当社が〇〇年〇月より製造販売していた

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

〇〇が〇〇株式会社の保有する特許を侵害するものとして損害賠償請求訴訟の提起を受けたもの。

4. 今後の見通し

当社は特許権の侵害は無いものと確信しており、見解の相違を正していく方針であります。なお、本件による当社の経営成績に及ぼす影響は軽微なものと考えておりますが、万一影響が出た場合は速やかにお知らせします。

2. 職務発明対価

<職務発明対価の会計処理>

Q 6 企業が発明者である社員から職務発明対価請求訴訟を提起され、裁判の判決又は和解により多額の対価を支払う場合にはどのような会計処理を行うのでしょうか。また、企業が、実績報奨として発明者に当該発明の対価として報奨金を支給する場合にどのような会計処理を行うべきでしょうか。

A 6 近年、職務発明対価請求訴訟が数多く提起され、対価の請求金額も高額なものになってきております。このような社会経済状況を背景として職務発明対価の会計処理をどのように行うかということも重要な論点となってきています。

例えば、裁判の判決または和解などにより高額な職務発明対価を発明者に支払うような場合には臨時的・非経常的な性質のものであるから、実務上、当該請求対価は「和解金」等適切な科目を用いて、発生した期の特別損失として処理されと考えられます。

その一方で、上記で説明した社会経済状況を背景に、各社とも社員の発明に対して一定の基準を設けて報奨金を支給する制度を整備する企業も増えてきております。

例えば、社員の発明の貢献度に応じた（利益の何%というような）報奨金を支払うという制度を採用している場合においては、当該報奨金は発明者である社員の過去の労働の対価とも言うべき性格を持っているものと考えられます。従って、この場合には人件費として費用処理を行うことがまず考えられます。

また、当該発明が会社の特定の研究開発プロジェクトの過程の中で当該プロジェクトに携わる研究者によりなされたような場合には、過去の労働の対価であるという点では同じであるものの、会社の研究開発活動の一環として行われているので、研究開発費として処理することも考えられます。

他方、発明の対価は特許権の取得原価を構成するとも考えられます。しかし、上記のような過去の実績に応じた発明報奨制度を採用している場合には、報奨金の支給時には資産としての価値は過去に既に消費してしまっていると考えられます。従って、この場合には支払い時に資産として会計処理することはできないと考えられます¹⁰⁾。

以上6回に渡り「知的財産部のための会計」と題し、日頃知的財産にかかわる方々からご質問される項目をもとに連載させて頂きました。知的財産の活用等の経済活動は年々活発化しており、会計処理にかかわる相談も多様化しています。一方、知財に関連する会計慣行は定着しておらず、また規則・ガイドライン等も十分に制度化されているとは言えない状況にあります。今回のシリーズが知財管理誌読者の皆様の業務の一助になれば幸いです。

注 記

- 1) 監査委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」日本公認会計士協会
- 2) 偶発債務とは、債務の保証、係争事件にかかる賠償義務等、事業年度末現在、現実に発生して

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- いない債務で将来、一定の事象が生じた場合にその企業の負担となる可能性のある債務である。
- 3) 監査委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」日本公認会計士協会
 - 4) 「企業内容等の開示に関する内閣府令」第3号様式（記載上の注意）（11-2）
 - 5) 知的財産に関わる「事業等のリスク」の記載は特許侵害訴訟等法的リスクに関する記載に限らない。例えば、自社の技術が法的保護の不完全な地域で模倣されるリスクにも言及しているなど様々な例がある。「有価証券報告書の事業リスク/MD&A/ガバナンス」小野隆弘 中央経済社
 - 6) 適時開示の具体的な開示項目は各証券取引所において規則等により定められている。例えば、東京証券取引所以外には「会社情報適時開示の手引き」（株ジャスダック）などがある。
 - 7) 「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第2条1項2号d 東京証券取引所
なお、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当該取引所が定める基準に該当するものは除かれる。
 - 8) 「会社情報適時開示ガイドブック」第2章(1)(b)4.(2)
 - 9) 「適時開示ハンドブック」久保幸保 中央経済社
 - 10) このように職務発明にかかわる対価等の処理は、現在のところ規則・ガイドライン等がなく、また、実務慣行も定まっていないため会計処理については担当の公認会計士等の専門家と相談することが必要である。

（原稿受領日 2005年6月29日）

